

鳥取大学工学部図書閲覧室規則

(設置)

第1条 鳥取大学工学部各学科に、図書閲覧室を置く。

(図書の所属)

第2条 各学科において購入した図書資料は、すべて当該学科図書閲覧室に所属する。

(閲覧時間)

第3条 図書の閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、午前11時30分から午後0時30分までは、貸出事務を停止する。

(貸出)

第4条 室外貸出については、次に掲げるとおりとする。

- 一 職員貸出は、貸出期間を定めないが、各学科図書主任の指示する際には必ず図書閲覧室に返却するものとする。
- 二 学生貸出は、貸出期間を一週間とし、それ以上の貸出を必要とする場合は、その都度更新するものとする。

(禁貸出)

第5条 当該学科で指定した図書で「禁」を付したものの貸出は行わない。

附 則

- 1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 工学部各学科図書閲覧室規則（昭和45年鳥取大学工学部規則第28号）は廃止する。

附 則（昭和50年9月27日鳥取大学工学部規則第8号）

この規則は、昭和50年9月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。